

平成20年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

今月は悪臭について公表いたします。

測定地点については、芽室町内で特に悪臭発生が考えられる地点と、新興住宅地である東めむろ住宅団地における状況を確認するため調査しています。

悪臭測定結果

測定地点		日甜沈殿地		日本罐詰		東めむろ住宅団地		基準値	
測定日		9月	1月	9月	1月	9月	1月	A区域	B区域
アンモニア ppm		0.36	0.18	0.88	0.02	0.56	0.19	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数		10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10	14
※悪臭防止法による区域区分		B区域		B区域		A区域			

今年度も、すべての地点で悪臭防止法に基づく規制基準に適合していました。

※ ppmとは、parts (パート) per (パー) million (ミリオン)の頭文字をとった「100万分の1」のことです。
濃度の単位 比率：百万分の1 = 0.0001% = 1 ppm

- ※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。
- ※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A~C の3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などを A 区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などを B 区域として A 区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町には C 区域の指定地域はありません。）

問い合わせ先 住民生活課生活環境係
電話 62-9723 FAX 62-4599
メール j-kankyou@memuro.net